

新潟市児童福祉施設負担金等減免取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則（昭和36年9月28日規則第61号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から徴収する負担金（以下「徴収金」という。）の全部又は一部の免除について必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 入所施設とは、規則第1条に規定する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所支援、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関、乳児院、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親及び児童自立生活援助事業を行う者をいう。
- (2) 生活保護基準、生活保護法による最低生活費とは生活保護法（昭和25年法律144号）の規定による保護の要否判定に用いられる定めによる。

(減免適用の範囲)

第3条 措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の状況が次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が費用の負担に耐えないと認めたときは徴収金の全部又は一部を免除（以下「減免」という。）できるものとする。なお、次に掲げる以外の理由により、又は次に掲げる減免金額、減免期間を超えて特に減免をする必要がある場合には、関係書類を添付して市長に申請する。

- (1) 措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯が月の中途で生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）となった場合は、生活保護法による保護が開始された月分の徴収金を免除できるものとする。なお、この翌月をもってA階層に変更するものとする。
- (2) 措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の収入額が生活保護法による最低生活費に満たないときは、別記様式第1号による徴収金減免申請書を受理した日から収入額が最低生活費を上回るに至るまでの期間の徴収金を免除できるものとする。なお、収入認定及び最低生活費の認定は、生活保護の要領により行うものとする。
- (3) 措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯が居住する家屋が震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受けた場合であって、被害があった時から6か月以内に別記様式第1号による徴収金減免申請及びり災証明書又は被災証明書の提出があったときは、当該徴収金減免申請書を受理した日から次の減免基準により徴収金を減免できるものとする。

被害の程度	免除する額	減免期間
全焼又は全壊	徴収金の月額的全額	被害があった日の属する月から起算して12か月
半焼又は半壊	徴収金の月額に2分の1を乗じて得た額	被害があった日の属する月から起算して6か月
1 火災（居住部分の部分焼，ばや等） 2 火災，水害等による水損（床下浸水は除く。）	徴収金の月額に10分の3を乗じて得た額	被害があった日の属する月から起算して3か月

備考

- 1 減免期間が年度をまたがるときは，4月に再申請とする。
- 2 100円未満の端数は切り捨てる。

(4) 措置児童等及び措置児童等の属する世帯の収入が前年より著しく減少し，又は生活費が前年より著しく増加している場合は，次のとおりとする。

ア 扶養義務者等の階層区分の認定について，不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により世帯の負担能力に著しい変動が生じ，費用負担が困難であると認めた場合は，当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行うものとする。なお，階層区分が2階層以上変動しない場合は，変更しないものとする。

イ 措置児童等の階層区分の認定について，不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により措置児童等の負担能力に著しい変動が生じ，費用負担が困難であると認めた場合は，当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行うものとする。なお，階層区分が2階層以上変動しない場合は，変更しないものとする。

(減免の申請)

第4条 減免の申請等については，次のとおりとする。

(1) 減免は，例外措置であるので，原則として，費用負担者からの申立てにより行うものとするが措置児童等の属する世帯又は措置児童等が生活保護法による扶助を受ける等，明らかに階層区分の変更が必要と認められる場合には，申立ての有無によらず，変更決定を行うものとする。

(2) 申立てがあったときは，申請書に所要事項を記載してもらい，その妥当性を判断して決定するものとする。

なお，収入が減少した場合に，必要経費についてその年の推定を行う必要はなく，また，必要経費が増加した場合に収入をその年の推定額におきなおさなければならないものではない。

(3) 費用負担者の減免は，必要と認められる月（その月分を納入済のときは，その翌月）から行うものとする。

(徴収金の減免手続)

第5条 減免を希望する者は、別記様式第1号による徴収金減免申請書を市長に提出し、かつ、次号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）となった場合は、生活保護適用証明書等を徴すること。
- (2) 災害等により損害を受けた場合は、り災証明書又は被災証明書等を徴すること。
- (3) その他の事情で明らかに負担が困難と認められる場合は、その事実を客観的に証明する書類を徴すること。

2 市長は、別記様式第2号による徴収金減額（免除）承認（不承認）調書により決定するものとする。なお、徴収金の負担が困難と認められる事実を客観的に証明する書類を当該世帯及び関係機関から徴したうえで、その世帯の家計状況、申立て、意見等を十分に調査し、決定するものとする。

3 市長は、第1項の徴収金減免申請書を受理した場合は、概ね1か月以内にその可否を決定し、別記様式第3号による徴収金減額（免除）承認（不承認）通知書により減免申請者に通知するものとする。

(減免理由消滅の届出)

第6条 減免を受けている者は、減免の期間内においてその理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなった時は、速やかに別記様式第4号による徴収金減免理由消滅届出書を市長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第7条 市長は、減免を受けている保護者が次のいずれかに該当する場合は、当該減免を取り消し、すでに減免した徴収金の全部又は一部を追徴することができる。

- (1) 申請書に事実と異なる虚偽の記載をし、その不正な行為により減免を受けていることが判明した場合。
- (2) 減免の理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったにも関わらず、徴収金減免理由消滅届出書を提出しない場合。

2 市長は、前項の規定により減免を取り消した時は、別記様式第5号による徴収金減免取消決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

附 則

平成19年4月1日から実施する。

附 則

平成20年4月1日から実施する。

附 則

平成22年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年8月1日から実施する。
(生活保護法による生活扶助を受けている世帯に関する特例)
- 2 平成25年7月31日に生活保護法（昭和25年法律第144号）の生活保護基準額を基準に免除等を受けていた世帯である場合で、同法第8条第1項の規定に基づき、「生活保護法による保護の基準（平成38年厚生省告示第158号）の一部を次のように改正し、平成25年8月1日から適用する。」（平成25年5月16日 厚生労働省告知第174号）により免除等を受けられなくなった世帯については、平成26年3月31日までの間は、同法生活補助基準額を改定する前の生活補助基準額を基準とみなして第3条第2号の規定を適用する。

附 則

平成28年4月1日から実施する。

別記様式第1号（第5条関係）

徴収金減免申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所
申請者
氏名
（入所者との続柄）
印

下記の理由により徴収金額（費用負担額）を減免して下さるよう申請します。

記

措置児童等の氏名 生年月日	年 月 日生	入所施設名	
※ 措置年月日	年 月 日	減免を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在の負担額	月額 円	希望する負担額	月額 円
減免申請理由			

- 備考
- 1 費用負担者（自立援助ホームの場合は入所児童等）が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。
 - 2 ※は記入しないで下さい。

別記様式第2号（第5条関係）

徴収金減額（免除）承認（不承認）調書								
決 裁	所長	補佐	係長	担当	起案	年 月 日	決定通知	納入通知
					決裁			
することと 伺い 次のとおり徴収金（費用負担額）を減額（免除） してよろしいでしょうか。 しないことと								
納入義務者氏名 （費用負担者氏名）				階層区分				
納入義務者住所								
措置児童等氏名				措置年月日		年 月 日		
入所施設名								
徴収金の状況		現在負担している額		円				
		今回減額（免除）する額		円				
		差引今後負担する額		円				
		減額申請受理の日		年 月 日				
		減額（免除）する期間		年 月 日から年 月 日まで				
減額（免除）をする・できない理由 （別紙でも可）								

別記様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 児童相談所)

徴収金減額（免除）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで減額（免除）申請のあった徴収金額（費用負担額）については、
下記のとおり減額（免除）することを承認したので
通知します。

下記の理由により減額（免除）することができないので

記

措置児童等の氏名 生年月日	年 月 日生	入所施設名	
措置年月日	年 月 日	減額（免除）する額	月額 円
今後徴収する額	月額 円	減額（免除）する期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減額（免除）できな い理由			

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第4号（第6条関係）

徴収金減免理由消滅届出書			
年 月 日			
(宛先) 新潟市長			
住所			
申請者			
氏名			
印			
(入所者との続柄)			
下記の理由により徴収金額(費用負担額)の減免理由が消滅したので届出いたします。			
記			
措置児童等の氏名 生年月日	年 月 日生	入所施設名	
※ 措置年月日	年 月 日	※ 減免額	月額 円
現在の負担額	月額 円	※ 減免解除後の金額	月額 円
減免理由消滅した 内容			
備考			
1 費用負担者（自立援助ホームの場合は入所児童等）が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。			
2 ※は記入しないで下さい。			

第 年 月 日		号	
様		新潟市長 印 (担当 児童相談所)	
徴収金減免取消決定通知書			
① 年 月 日付けで届出のありました徴収金減免理由の消滅			
② 減免の理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったにも係わらず届出書を提出しない。			
③ 申請書に虚偽の記載があるなど不正な行為による減免が判明したこと。			
に伴い、下記のとおり減免の取消しを決定しましたので、通知します。			
記			
措置児童等の氏名 生年月日	年 月 日生	入所施設名	
※ 措置年月日	年 月 日	減額（免除）した額	月額 円
今後徴収する額	月額 円	減額（免除）した期間	年 月 日から 年 月 日まで
減額（免除）できない理由			
(教示)			
1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。			
2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。			